

答申第 949 号

諮問第 1606 号

件名：仕様書（ヘリコプターのもの）の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、仕様書（ヘリコプターのもの）（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

省略

3 処分庁の主張要旨

省略

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、警察用航空機の調達において警察庁が作成したヘリコプター仕様書であり、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その内容は前記 3(2)イで処分庁が説明するとおりであると認められる。

処分庁は、本件行政文書について全部を条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア 条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関

が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、条例第 7 条第 4 号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、特殊装備を備えた県警ヘリコプターの機種及び特殊装備の内容並びに数量に関する情報は、重大な事件等への対応能力に関する情報であって、犯罪の捜査、予防及び鎮圧の手法、技術、体制等に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪行為を企図する者等がこれを研究・分析し、対抗措置や弱点をつくことを容易ならしめ、将来における犯罪行為等の不法行為の実行を容易にすることで、将来の捜査に支障を生じ、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあると認められるとのことである。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件開示請求書に記載されたヘリテレが搭載されているヘリコプターは、様々な特殊装備を備えた特別な機体であり、また、処分庁にて運用しているヘリコプターは、その性能を維持するために頻繁に整備、点検を行う必要があり、かつ、その運用の状況はある程度公にされているとのことである。

そのような状況であれば、処分庁にて運用しているヘリコプターのうち、ヘリテレ等の特殊装備が備えられている機体が判明すれば、運用状況等の他の情報と併せ、当該機体の運用を直接妨害したり、当該機体の整備中の隙を狙う等の将来の犯罪行為等の不法行為の実行を容易にするおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

また、処分庁の運用するヘリコプターは 1 機につき 1 種類の仕様書が存在するとのことであることから、本件開示請求に対して仮に一部でも開示する決定をした場合、特定した行政文書の部数により、処分庁の運用するヘリコプターのうち、何機が本件請求に係るヘリテレを搭載しているかが判明してしまい、その機体数に応じた犯罪行為等の不法行為を行うことが容易となることから、上記のおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められることに変わりはない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 4 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書は、前記(3)において述べたとおり、条例第 7 条第 4 号に該当することから、処分庁の主張する同条第 6 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 1 0 . 2 8	諮問 (弁明書の写しを添付)
2 . 7 . 9 (第 597 回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2 . 7 . 3 1 (第 599 回審査会)	審議
2 . 8 . 2 5	答申